



『就学援助』の制度をご存じですか？

『就学援助』制度では
経済的な理由により、学用品代などの支払いに
お困りの世帯に対して
学用品費・給食費・入学準備金などの
支援を行っています！



1 申請方法・受付期間

窓口申請

小学校、中学校にお子さまがいる場合はいずれかの学校で申請してください。

お子さまの通学先	申請の場所	受付期間
市立の小中学校通学	4月から通学予定の小中学校事務室 または 教育委員会教育支援課(市役所11階)	(注※)
国・県立の小中学校通学	教育委員会教育支援課(市役所11階)	
・私立学校、特別支援学校通学 ・R4年3月末以前に市外転出	支給対象外	
生活保護受給中	申請不要 ※保護費より就学援助相当額が支給されます	

(注※) 申請要件により支給開始月が異なります。

支給開始月により、入学準備金等の一部支給費目が対象外となることがありますのでご了承ください。

2 申請に必要な書類

- ①裏面「3 就学援助の申請要件」別の証明書類
- ②申請書(学校で配布 または 福岡市HP からダウンロード可能)
- ③通帳もしくはキャッシュカード

※前年度から継続して申請する世帯で、前年度と同じ口座を使用する場合は不要です。

3 就学援助の申請要件

次の①～⑦の要件のいずれかひとつに該当すれば、就学援助を受けることができます。

要件	申請に必要な証明書類																				
① 生活保護の廃止・停止を受けたが、なお経済的に困っている方	生活保護 廃止・廃止決定通知書																				
② 市・県民税が非課税であるか、又は減免の適用を受けている方	原則として不要 ※課税基準日(注1)時点で福岡市に住民票のある方のみ(注2、3)																				
③ 国民年金又は国民健康保険の保険料の全額減免を受けている方	国民年金保険料 免除申請承認通知書 又は 国民健康保険料 減免承認決定通知書 等 (申請時に全額の減免を受けていること)																				
④ 職業安定所登録の日雇い労働者の方、 又は生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている方	日雇労働被保険者手帳 又は 生活福祉資金貸付決定通知書 等																				
⑤ ひとり親家庭等で児童扶養手当を受けている方 (注:児童手当、特別児童扶養手当とは異なります)	原則として不要 ※申請書に、児童扶養手当証書に記載されている「支給開始年月」の記入が必要です。 ※区域外就学等で福岡市外に居住されている方で、児童扶養手当を受けられている方は居住地で発行される児童扶養手当証書のご提示をお願いします。																				
市民税所得割額と県民税所得割額の合算が、下表「16歳未満のお子さまの人数および基準額」に示す基準額以下である方	原則として不要 ※課税基準日(注1)時点で福岡市に住民票のある方のみ(注2、3) (注1)課税基準日は、令和4年度…令和4年1月1日 です。 (注2)課税基準日に福岡市に住民票がない場合は、市県民税を証明する書類(課税所得証明書)の提出が必要です。 (注3)収入があるが、税の申告が済んでいない場合(給与所得のみで年末調整されている方を除く)は、就学援助申請を行う前に税務署または各区役所で申告を行ってください。																				
⑥	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税証明の年度</th> <th colspan="6">16歳未満のお子さまの人数および基準額</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>99,800^(円)</td> <td>135,300^(円)</td> <td>170,800^(円)</td> <td>208,800^(円)</td> <td>244,300^(円)</td> <td>279,800^(円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">令和4年度…平成18年1月2日～令和4年1月1日までに生まれたお子さまの人数</p>	税証明の年度	16歳未満のお子さまの人数および基準額						1人	2人	3人	4人	5人	6人	令和4年度	99,800 ^(円)	135,300 ^(円)	170,800 ^(円)	208,800 ^(円)	244,300 ^(円)	279,800 ^(円)
税証明の年度	16歳未満のお子さまの人数および基準額																				
	1人	2人	3人	4人	5人	6人															
令和4年度	99,800 ^(円)	135,300 ^(円)	170,800 ^(円)	208,800 ^(円)	244,300 ^(円)	279,800 ^(円)															
⑦ 上記の①～⑥には該当しないが、特別な事情により前年に比べて収入が減少し、認定基準以下と認められる方	令和4年度市・県民税を証明する書類 及び 収入が減少していることがわかる書類 等 (詳細は教育委員会教育支援課へご確認ください)																				

※ 証明書類は、原則として保護者である父母2名分が必要です(ひとり親家庭等の場合を除く)。お子さまを父母以外の方が扶養している場合、

4 主な支給費目

	小学校		中学校		備考
	学年	金額	学年	金額	
給食費	全学年		全学年		請求、口座からの引落はありません。
学用品費等	1年生	13,230円	1年生	25,040円	各学期末の3回に分けて支給します。 (左記は、4月から認定されている世帯の金額)
	2～6年生	15,500円	2、3年生	27,310円	
入学準備金	1年生	54,060円	1年生	60,000円	4月から認定されている世帯のみ対象です。
オンライン学習通信費	全学年	14,000円	全学年	14,000円	左記は、お子さまの人数に関わらず 1世帯あたりの金額 です。各学期末の3回に分けて支給します。 (左記は、4月から認定されている世帯の金額) ※学校からモバイルWi-Fiルーターを借りている世帯は、支給対象外です。

5 申請にあたっての注意点

- ・ 就学援助の申請は毎年度必要です。
- ・ 令和4年4月に小・中学校に入学予定のお子さまをもつ世帯で、令和4年1月に申請し「認定」となった世帯は申請不要です。(審査結果は3月中旬送付)

詳細は福岡市 HP をご覧ください。
右の QR コードを読み取りまたは
「福岡市 就学援助」で検索



【問い合わせ先】
弥永西小学校 (TEL : 092-585-1556)
または 教育委員会教育支援課
(TEL : 092-711-4693)